

社会福祉法人佐保会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 佐保会（以下「法人」という。）定款第8条第3項及び第21条第3項の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(役員等報酬)

第2条 役員等の報酬は、役員等の地位にあることのみによっては、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け、理事会、評議員会以外の日
に、法人本部業務又は法人が運営する老人ホーム、保育所業務に当たった場合について、1日につき、10,000円を支払うことができる。

2 役員等の費用弁償の額は、佐保会旅費規程を準用する。ただし、前項の規定を適用した場合を除く。

(改廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

この規程は、平成29年 6月23日から施行する。